

# 700 受託業務規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、NPO活動における「その他事業」として、受託する業務の透明かつ公正で円滑な運営に資することを目的として、業務受託に関する事項について定める。

### (受託の種類)

第2条 定款に記す活動の趣旨に合致し、自治体、民間企業・団体等から委託される下記の業務とする。ただし、会員の利害に関係すると予想される場合は、事前に十分検討するものとする。

- ① 民間企業・団体等からの受託研究として、  
最終処分場の計画・設計・施工・維持管理に関する研究
- ② 最終処分場技術システムの適用に関する技術指導として、  
最終処分場の計画・設計・施工・維持管理に関するコンサルタント業務  
(最終処分場の機能検査業務を含む)

## 第2章 事務手続き

### (受付手続き)

第3条 依頼を受けた委員会または会員は、依頼の内容を事務局に書面で報告する。事務局は理事長に依頼内容を伝達する

### (案件の検討)

第4条 理事長は定款に定める目的に合致すると判断したとき、担当する委員会を選定し、具体的な対応方法の検討を指示する。対応可能な回答の場合、理事長は選定した委員会に依頼元に提示する下記の契約条件の作成を指示・報告させる。

- ① 受託する業務とその範囲
- ② 受託の責任範囲
- ③ 納期
- ④ 金額

### (契約条件の承認)

第5条 依頼元に提示する契約条件は、理事会の承認事項とする。

ただし、見積金額が300万円未満の案件については、理事長の承認事項とできる。承認後、事務局は見積書・仕様書に理事長記名・押印し依頼元へ送付する。

### (受託業務の推進体制)

第6条 受託業務の実施メンバーは担当する委員会が選出し編成する。団体会員に所属す

る者を実施メンバーにする場合、その者が所属する団体の承認を書面で得なければならない。なお、実施メンバーが所属する団体会員あるいは所属する個人への業務委託とすることができる。

#### (経費)

第7条 見積書には必要な技術経費及び事務経費を計上しなければならない。  
技術者単価と経費率は、国土交通省の設計業務等技術者単価と経費率等を準用する。

第8条 受託業務の参画者には、「謝金支給規程」による謝金を支給する。  
交通費、旅費、宿泊費は、実費を支払う。

第9条 報告書等の取りまとめや図面作成、分析等業務は、必要に応じて外部に委託することができる。

#### (保険)

第9条 受託業務参画者は、当研究協会が加入する事業活動総合保険および国内旅行保険の対象者とする。ただし、国内旅行保険については、活動前月末日までに担当委員会へ申請した者のみが対象となる。

### 第3章 業務の評価

#### (業務の評価)

第11条 担当する委員会は、受託した業務（最終処分場機能検査を除く）の報告書等成果品（中間段階を含む）を理事及び関係委員会に開示し、意見を徴収する機会を設けることとする。担当する委員会は意見等を反映させ理事長承認後納品する。最終処分場機能検査報告書は理事長承認事項とするが、意見徴収が必要と理事長が判断した場合は理事会に開示し、意見を徴収する。

#### (成果品)

第12条 成果品は事務局に1部保管し、会員の閲覧を妨げない。  
ただし、発注者の仕様書及び意向により、閲覧方法、閲覧時期に制限を付す場合がある。

### 第4章 その他

#### (守秘義務)

第13条 会員は、受託研究の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、NPO・LSA以外の業務に利用してはならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、事業活性化委員会が起案し、理事会の議決による。

付 則 この規程は、令和2年4月17日より施行する。

この施行に伴い、受託研究要領、受託研究実施規則、受託委員会内規を廃止する。

改定履歴 2024年10月17日

2026年3月19日